

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年11月29日

【会社名】 株式会社J Pホールディングス

【英訳名】 JP-HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荻田和宏

【本店の所在の場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 松宮美佳

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 松宮美佳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年11月22日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年11月22日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 定款の一部変更の件

取締役の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とする当社定款第19条第1項の規定を、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に変更するものであります。

ただし、かかる定款変更の効力は、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時に生じるものとします。

<株主提案（第2号議案から第4号議案）>

第2号議案 定款の一部変更の件

当初の議案は、取締役の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とする当社定款第19条第1項の規定を、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に変更するとともに、当社定款第28条（取締役の解任方法）の規定を削除するものでありましたが、株主から修正動議が提出され、かかる議案のうち、上記『取締役の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とする当社定款第19条第1項の規定を、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に変更する』旨の部分を削除する旨の議案の内容の変更がなされております。

第3号議案 取締役西井直人の解任の件

取締役の西井直人を解任するものであります。

第4号議案 取締役1名選任の件

第3号議案の可決を条件として、佐竹康峰を社外取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	269,849	467,078	2,003	(注)	否決 36.52

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

< 株主提案（第2号議案から第4号議案） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第2号議案に対する 修正動議	432,889	145,594	160,809	(注) 1	否決 58.55
第3号議案 取締役西井直人の解任の件	449,532	288,773	2,115	(注) 1	否決 60.71
第4号議案 取締役1名選任の件	-	-	-	-	- (注) 2

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 第4号議案「取締役1名選任の件」は第3号議案の可決を条件とするものであったところ、第3号議案「取締役西井直人の解任の件」が否決されたため、決議されておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。